

生駒市固定資産評価審査委員会規程第1号

固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月30日

生駒市固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

固定資産評価審査委員会規程（昭和39年12月生駒市固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び委員会の名称を記載し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければ」を「、委員会の名称及び当該文書を作成した委員長又は書記の氏名を記載しなければ」に改め、同条第3項を削る。

第9条第2項中「記載し、記名押印した」を「記載した」に改める。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。